補足⑥

熊本市公民館条例（昭和４３年条例第１６号）新旧対照表

改正後（案）

（使用料）

第５条　公民館の使用料は、別表第１から別表第３までに定めるとおりとする。

２　別表第１及び別表第２に定める使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

３　既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表第１（第５条関係）

(1)　会議室、料理実習室及びホール使用料

使用時間区分／施設名	午前	午後	夜間	延長・繰上げ		１時間単位
	午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後１０時まで	正午から午後１時まで	午後５時から午後６時まで	１時間までごとに
大会議室	1,300円	1,500円	1,500円	440円	440円	440円
中会議室	900円	1,000円	1,000円	300円	300円	300円
小会議室	400円	500円	500円	140円	140円	140円
料理実習室	1,500円	1,700円	1,700円	500円	500円	500円
ホール	2,000円	2,500円	2,500円	670円	670円	670円

備考

１　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

２　１時間単位の欄を適用する使用は、午前９時から午後１０時までの間の使用であって、正午から午後１時まで又は午後５時から午後６時までの間のみの使用でないものとする。

３　午前、午後又は夜間の使用時間区分に含まれる時間について１時間単位の欄を適用する使用をする場合において、当該各使用時間区分に含まれる時間に係る使用料の合計額が当該各使用時間区分の使用料の額を超えるときは、当該各使用時間区分の使用料の額をもって当該各使用時間区分に含まれる時間に係る使用料の額とする。

４　午前、午後又は夜間の使用時間区分のうち連続する２以上の使用時間区分にわたって１時間単位の欄を適用する使用をする場合において、当該使用に係る使用料の合計額が当該連続する２以上の使用時間区分の使用料の合計額を超えるときは、当該連続する２以上の使用時間区分の使用料の合計額をもって当該使用に係る使用料の額とする。

現行

（使用料）

第５条　公民館の使用料は、別表第１から別表第３までに定めるとおりとする。

２　別表第１及び別表第２に定める使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

３　既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表第１（第５条関係）

(1)　会議室、料理実習室及びホール使用料

使用時間区分／施設名	午前	午後	夜間	延長・繰上げ	
	午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後１０時まで	正午から午後１時まで	午後５時から午後６時まで
大会議室	1,300円	1,500円	1,500円	370円	370円
中会議室	900円	1,000円	1,000円	250円	250円
小会議室	400円	500円	500円	120円	120円
料理実習室	1,500円	1,700円	1,700円	420円	420円
ホール	2,000円	2,500円	2,500円	620円	620円

備考

１　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

備考

※　公民館の利便性の向上のため、使用時間区分単位（午前・午後・夜間）での使用だけでなく、１時間単位での使用も行えるよう改正する。

また、１時間当たりの使用料を算出することに伴い、延長・繰上げに係る利用料との整合性をとる必要があることから、延長・繰上げに係る利用料を１時間当たりの使用料と同額となるよう改正する。

５　延長・繰上げの使用時間区分の欄に掲げる使用料は、午前、午後又は夜間の使用時間区分の欄を適用する使用をする場合において、これらの使用時間区分の時間を超えて使用するときにのみ徴するものとし、これらの使用時間区分のうち連続する２以上の使用時間区分にわたる使用をする場合における当該連続する２以上の使用時間区分間の時間の使用については、徴しないものとする。

６　教育委員会が熊本市富合公民館、熊本市城南公民館又は熊本市植木公民館における午前８時から午前９時までの間の使用を特に認める場合における当該時間に係る使用料は、当該施設の１時間単位の欄の使用料に相当する額とする。

(2)　テニスコート使用料

〔略〕

(3)　陶芸室使用料

〔略〕

(4)　トレーニング室及びロッカー使用料

〔略〕

別表第２（第５条関係）

冷暖房設備使用料

使用時間区分／施設名	午前	午後	夜間	延長・繰上げ		１時間単位
	午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後１０時まで	正午から午後１時まで	午後５時から午後６時まで	１時間までごとに
大会議室	200円	200円	200円	70円	70円	70円
中会議室	150円	150円	150円	50円	50円	50円
小会議室	100円	100円	100円	40円	40円	40円
料理実習室	150円	150円	150円	50円	50円	50円
ホール	700円	700円	700円	240円	240円	240円

備考

１　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

２　１時間単位の欄を適用する使用は、午前９時から午後１０時までの間の使用であって、正午から午後１時まで又は午後５時から午後６時までの間のみの使用でないものとする。

３　午前、午後又は夜間の使用時間区分に含まれる時間について１時間単位の欄を適用する使用をする場合において、当該各使用時間区分に含まれる時間に係る使用料の合計額が当該各使用時間区分の使用料の額を超えるときは、当該各使用時間区分の使用

２　使用時間区分の延長・繰上げの欄に掲げる使用料は、当該欄以外の使用時間区分において施設を使用する場合で当該区分の使用時間を超えて使用したときのみ徴するものとし、使用時間区分が２以上にわたる場合の当該区分間の時間の使用料については、徴しないものとする。

３　教育委員会が特に認める場合で、午前８時から午前９時までの間における熊本市富合公民館、熊本市城南公民館又は熊本市植木公民館の各施設の使用料は、当該施設の午前の使用時間区分の１時間当たりの使用料に相当する額とする。この場合において、当該使用料に１０円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(2)　テニスコート使用料

〔略〕

(3)　陶芸室使用料

〔略〕

(4)　トレーニング室及びロッカー使用料

〔略〕

別表第２（第５条関係）

冷暖房設備使用料

使用時間区分／施設名	午前	午後	夜間	延長・繰上げ	
	午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後１０時まで	正午から午後１時まで	午後５時から午後６時まで
大会議室	200円	200円	200円	50円	50円
中会議室	150円	150円	150円	30円	30円
小会議室	100円	100円	100円	20円	20円
料理実習室	150円	150円	150円	30円	30円
ホール	700円	700円	700円	170円	170円

備考

１　使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

※　公民館の利便性の向上のため、使用時間区分単位（午前・午後・夜間）での利用だけでなく、１時間単位での利用も行えるよう改正する。

また、１時間当たりの使用料を算出することに伴い、延長・繰上げに係る利用料との整合性をとる必要があることから、延長・繰上げに係る利用料を１時間当たりの使用料と同額となるよう改正する。

料の額をもって当該各使用時間区分に含まれる時間に係る使用料の額とする。 ４　午前、午後又は夜間の使用時間区分のうち連続する２以上の使用時間区分にわたって１時間単位の欄を適用する使用をする場合において、当該使用に係る使用料の合計額が当該連続する２以上の使用時間区分の使用料の合計額を超えるときは、当該連続する２以上の使用時間区分の使用料の合計額をもって当該使用に係る使用料の額とする。 ５　延長・繰上げの使用時間区分の欄に掲げる使用料は、午前、午後又は夜間の使用時間区分の欄を適用する使用をする場合において、これらの使用時間区分の時間を超えて使用するときにのみ徴するものとし、これらの使用時間区分のうち連続する２以上の使用時間区分にわたる使用をする場合における当該連続する２以上の使用時間区分間の時間の使用については、徴しないものとする。 ６　教育委員会が熊本市富合公民館、熊本市城南公民館又は熊本市植木公民館における午前８時から午前９時までの間の使用を特に認める場合における当該時間に係る使用料は、当該施設の１時間単位の欄の使用料に相当する額とする。	２　使用時間区分の延長・繰上げの欄に掲げる使用料は、当該欄以外の使用時間区分において施設を使用する場合で当該区分の使用時間を超えて使用したときのみ徴するものとし、使用時間区分が２以上にわたる場合の当該区分間の時間の使用料については、徴しないものとする。 ３　教育委員会が特に認める場合で、午前８時から午前９時までの間における熊本市富合公民館、熊本市城南公民館又は熊本市植木公民館の各施設の使用料は、当該施設の午前の使用時間区分の１時間当たりの使用料に相当する額とする。この場合において、当該使用料に１０円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和４年１０月１日から施行する。ただし、次項から附則第４項までの規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の別表第１(1)会議室、料理実習室及びホール使用料の表（１時間単位の欄を除く。）及び別表第２（１時間単位の欄を除く。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請がなされた使用の許可に係る使用料から適用し、同日前に申請がなされた使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

（施行日前の使用許可等に関する特例）

３　教育委員会は、施行日前においても、施行日以後の公民館の使用を１時間単位で許可することができる。この場合において、当該１時間単位の使用に係る使用料は、この条例による改正後の別表第１(1)会議室、料理実習室及びホール使用料の表及び別表第２の規定の例による。

４　前項の場合において、同項の規定による使用の許可は熊本市公民館条例第３条第１項の規定による使用の許可と、前項の規定による使用料は同条例第５条の規定による使用料とみなす。